

## 第九章 産業の損害と其復舊

### 一、震災による畜産の被害

畜産業に關する震災被害は畜禽、乳肉、畜禽舎、其他附屬物の被害を直接とし、生産物即ち肉乳の需要激減に伴ふ餘剰品は之を無償配付又は徒らに廢棄の不得已得しものあり、或は飼料不足の爲めに畜禽の体力能力を害したるものは肉乳代金を回収し得ざるもの等は間接被害と認むべきものにして、間接被害は交通、金融、物質の復舊に關し實に直接被害の數倍に上る見込なり、從て之等の損害を明示するは頗る困難なるを以て其の概要を摘録すべし。

#### 記

#### 一、家畜家禽の種別死傷及其の損害見積價額

牛	馬	緬羊	山羊	豚	鶏	鶩	蜜蜂	肉鶏	肉鶩	其他	計
斃死 二四三頭	二四八	三	二	三六七	二、〇五〇羽	三三〇	不詳	三、四二六	六〇〇	三、四〇〇	—
負傷 不詳	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
損害見積價額 七五、〇五〇円	八六、八〇〇	九〇	六〇	一一、〇〇〇	一一、一〇〇	五〇〇	二、六〇〇	七、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

#### 二、畜禽舎の潰壞又は燒失せる箇所及其損害見積價額

牛舎	馬舎	厩	緬羊舎	山羊舎	豚舎	家禽舎	計
----	----	---	-----	-----	----	-----	---

損害見積額	全潰	半潰	焼失
一三、八〇〇 <small>円</small>	三六 <small>ヶ所</small>	四一	五
八八、四〇〇	六二	一〇三	三三
四八〇	三	一	一
不詳	不詳	一	一
一九、七八〇	三五四	二五三	七
一八、八〇〇	九八	一六九	五〇
二六、一八〇〇	五五四	五六六	八五

三、畜産品の加工製造場并其の設備機械器具の毀損又は焼失箇所箇數及其の損害見積價額

種別	箇所數	損害見積價額	摘	要
加工製造場ノ毀損	六	一六、八〇〇 <small>円</small>	横濱、中、鎌倉	
全焼失	二	六、〇〇〇	横濱市内	
全設備機械器具ノ毀損	六	一六、〇〇〇	横濱、中、鎌倉	
全焼失	二	九、〇〇〇	横濱市	
計				

四、畜産物の損失數量及其の損害見積價額

種別	數量	損害見積價額	摘	要
牛乳	一、一〇〇 <small>石</small>	一三、〇〇〇 <small>円</small>		

計	骨脂皮豚鶏加工中牛豚牛	油	毛	卵	肉	肉	肉
	不	不	不	不	不	不	不
	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳
	一、〇〇〇斤	一、〇〇〇斤	一、〇〇〇斤	五、〇一四斤	五、〇〇〇斤	五、〇〇〇斤	一〇四、〇〇〇斤
	三五〇	二、五〇〇	五五〇	五〇〇	一六、八〇〇	三、五〇〇	五二、一〇〇
	牛豚脂	牛、羊、豚皮	粗精毛				
二二、三、四〇〇							

五、畜産製品の損失數量及其の見積價額

種別	數量	損害見積價額	摘	要
ハム、ベーコン	九、〇〇〇斤	四、五〇〇	区分不詳	
其他	不詳	一三、五〇〇	瓶、罐詰其他	
各種半製品	一、〇〇〇斤	五〇〇	全前	

備考

乳、肉製品、鶏卵、羊毛等にして税關、倉庫又は普通商店の在貨は之を算入せず。

(ロ)(イ)

六、畜禽放牧場又は運動場の被害及其の損害見積価格  
 家畜、家禽の放牧場は損害の認むべきものなし。

運動場、牛乳業者、專業養鶏家、其他凡て被害あるも損害額は僅少にして約參千圓の見込なり。

七、畜禽の飼料并飼育管理に要する器具の損失數量及其の見積価格

種別	數量	損害價額	摘要
家畜ノ飼料	不詳	三、〇〇〇 円	
全飼養管理用具類	全	二、〇〇〇	
家禽ノ餌料	全	五〇〇	
全飼養管理用具類	全	一、六〇〇	
計	全	一六、一〇〇	

八、交通及通信機關の故障に依る畜産物并飼料の需要供給上に及せる損失

交通及通信機關杜絶の爲め本縣畜産業に至大の損害を興へたり、即ち直接被害に屬するものは輸送途中に在りし畜産物の被害にして之れ等肉畜家禽にして斃死せるものあり、幸に死を免れたるものも其の一部は大坂神戸方面に還送し、一部は附近に陸揚げ又は降車したるも飼料を供給すること能はず、且つ需要地に輸送することを得ざる爲め不得已得半額以下の價格を以て賣却又は屠殺處分し、家禽鶏肉の如きは未だ其の所在の判明せざるもの多く、之等の損害額

は少くも參萬圓を下らざる見込なり、其他豫て東京方面へ移出せる牛乳は凡て腐敗し再び移出の途を杜絶せり。

又横濱、横須賀、小田原、鎌倉、其他市街地に於ける牛乳搾取業者及其他の畜産業者は忽ち飼料供給の途を絶ち僅に生命を保つに足る程度の配給に依り飼養を繼續するの不得已に至れり、依つて各畜禽は之れが爲め其の能力体力に至大の損害を被むり、遂に各畜禽共屠殺を希望する者續出し優良なる種畜禽にして、徒らに屠殺の厄に罹れるもの不尠現に震災前拾貫匁貳拾貳、參圓なりし肉豚の如きは八、九圓に下落し、無償配肉を爲したるもの亦不尠、漸く月末に至り向上して拾五、六圓を保つことゝなれり。

#### 九、畜産振興に關する諸施設に及せる影響

横濱根岸公認競馬俱樂部、横濱常設家畜市場、横濱常設豚市場は破損の爲め事業を中止し、其他小區域の共進會品評會地方競馬會は全部中止し、再開期は不明なり。

#### 二〇、其の他一般畜産上に於ける被害の程度及其の損害

##### 見績價額

(イ) 飼料缺乏に窮したる折柄外部より食肉供給杜絶したる爲め附近の肉用畜禽は勿論種畜種禽及乳牛と雖價格の如何を顧みず多數の屠殺を爲せり、其の損害價額は牛豚鶏を合せ九萬五千圓。

(ロ) 搾取業者の大部分は牛乳需要者が被害して四散したる爲め前月中の賣上代金を回収し得ざるもの多し、此の見績價格拾六萬八千圓。

(ハ) 乳牛は震害と飼料減少の然め泌乳能力激減し、甚しきは三分の一に達せず、之れが完全なる恢復は殆んど不可能の見込なり、而して搾取せる牛乳も九月初旬は殆んど無償配給の他なく、中旬後に至り一合五錢以内を以て辛うじて其の半量を販賣するに至れるのみ、以上之等の損害を綜合すれば、牛乳減量によるもの五萬四千圓。

牛乳利用不能によるもの

貳萬壹千圓

瘦削によるもの

四千八百圓

流産死産によるもの

七千五百圓

犢の發育障害によるもの

貳千貳百圓

計

八萬九千五百圓

(ニ) 横濱、横濱賀等燒失地方の馬は飼料の缺乏と器具の類焼により使役不能によるもの及瘦削による被害多し、其の見積額拾五萬圓。

(ホ) 牝豚にして流産又は死産せるもの多く且つ種付を中止せるもの多し、其の他の損額を合せ八萬圓。

(ヘ) 家禽も殆んど同様の運命にあり、殊に九月中は殆んど産卵を断絶せり、此等の損害は參萬圓なり。

(ト) 市街地に於ける百餘戸の牛乳販賣所は殆んど燒失又は破壊せり、其の牛乳消毒設備器具、機械、瓶、罐類の損害

多く、其の額は拾萬圓を下らざる見込。

(チ) 同食肉の販賣店舗五拾餘戸も亦殆んど燒失又は破壊せり、其の損害額貳拾萬圓以上の見込。

(リ) 牛馬車の燒失又は破壊せるもの六百臺以上にして、之に伴ふ附屬品を合算したる損害額九萬圓。

(ヌ) 牛乳配達人夫、牛馬車駁者等直接役勞不能による損害五拾萬圓。

畜産被害額

一、直接損害額

百拾八萬九千八百圓

一、間接損害額

百拾壹萬貳千五百圓

合計金

貳百參拾萬貳千參百圓

備考

- 一、直接損害中税關、倉庫、工場、店舗等の在品にして焼失せる畜産物は少くも百五十萬圓を下らざる見込なるも調査し難きを以て之を加算せず。
- 二、震災火災の爲め交通杜絶及家屋、設備、器具機械の復舊不能并家畜の飼料供給不足の爲め能力を恢復し得ざるもの乃至需要激減の爲め畜産物は餘剰を生じたるも加工の設備を有せず徒らに廢棄せる損害多く之れ等は復舊迄相當期日を要する見込なるも茲には九月中の見積額のみを計上せり、尙本調査中には専門業者と雖其の畜舎舎運動場等直接供用する營造物の損害を加算したるも其の住宅の如きは之を算入せず。
- 三、横濱市内牛乳販賣業者百余名は全部焼失したるも其の損害は算入せず。

震 火 災 斃 死 家 畜 數

牛	馬	豚	鶏	鶯	羊	山	蜜	蜂	羊
六〇	一五〇	一五〇	一、〇〇〇	二〇〇	一	一	一	一	一
四	五	一〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一
八	五	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	八	二〇	五〇	三〇	一	一	一	一	一
一五	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一
二四	八	一四	五〇〇	一	二	一	一	一	一
三	五	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一	三	一〇〇	一	一	一	一	一	一
四〇	五	六〇	一〇〇	三〇	三	一	一	一	一
一一	三元	一五	五〇	二〇	一	一	一	一	一
一八	二	六〇	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一五	一〇〇	五	一	一	一	一	一
七	一	一〇	五〇	一	一	一	一	一	一
二四三	二四八	三六七	一、〇五〇	三三〇	二	三	二	二	二

畜禽被害調

舍豚	禽家	舍馬	舍牛	
二八三	二〇一	三三五	四五三	横濱市
一三二	五〇五	二七一	一一一	横須賀市
一四一	一一一	一一一	一一一	久良郡
一五五	一六六	一七三	一一一	橋樹郡
一〇〇	一一一	一一一	一一一	都筑郡
一一三	三〇〇	四二二	四四五	鎌倉郡
一一一	一六三	一一一	三三二	三浦郡
一七〇	三〇〇	二八六	四一	高座郡
三〇〇	五〇〇	五三八	六二	中郡
一一五	一五五	四六	一一一	上足柄郡
一〇〇	二〇〇	一一一	一二七	下足柄郡
五九	二〇〇	一一一	一一二	愛甲郡
一一七	一〇一	一一一	二六	井津久郡
七	五〇	三三	五	計
二五三	一六九	一〇三	四二	
三五四	九八	六	三八	

被害者の業態



第九章 産業の損害と其復舊

産業の種類	死	家屋全潰	家屋半潰	焼失	乳加工品	肉加工品	機械器具
搾乳業者	1人	1人	2人	3人	2,000石		3
荷馬車業者	150	5	3	3			600
請賣牛乳業者		10	20	60	100石		30
牛馬肉業者(店)		4	4	20	50頭		20
豚肉業者(店)		3	3	20	4,000斤		23
鶏肉業者(鷺共)	4,028	3	3	20	4,924斤		25
牛馬市場	3	1					1
牛宿	30		1	2			3
豚市場							1
豚置場	20		5				6
肉牛置場	70		2	4			6
肉冷蔵倉庫			4	3	100頭	1,000斤	7
肉製品工場		1		3	100,000斤		
專業養豚者		5	20	4	5,000斤	3,000斤	5
專業養豚者							
副業養豚者	6	349	23	7			150
專業養鶏者鷺共	1,000	30	40	10	100		50

復 舊 の 善 後 策

副業養牛者	八〇								
屠場ニ於ケル者	四〇								
輸送中ノ豚	〇	三〇		三〇					
乳製品工場店舗	〇								
輸送中ノ牛馬	〇								
其他	〇								
豚牛	三〇								
豚毛、皮、 脂、骨	五〇	三〇							
	三	三		五					

(1)

飼料の配給

郡部に於ける飼料に付ては多く意を要せざりしも、横濱及横須賀市内に在りて牛乳業者、運送馬車業者、養豚養鶏業者其他にて飼養する数千頭の家畜、家禽飼料は普通各自に貯蔵することなく、常時飼料商店より供給を受けつゝあり。

斯るが故に一度大震災火災の突發するや、之れ等飼料倉庫をも併せて烏有に歸せしめ、加ふるに外部との交通杜絶の爲め忽ち飼料の缺乏に迫れり、然るに當時食料の供給は未だ前途憂如たらざるものあり、反て一方乳牛種牛をも食用として利用せんとするものあるも、飼料を供給して之れが保存方を講ぜんとするものなく、之を保存し得べきや否やは寧ろ疑問裡に看過せらるゝの慘況に陥れるは亦不已得ざりき、即ち一面倒潰倉庫中の飼料又水浸食料品を調査し徐ろに之を當業者に配給し、漸次水運の恢復を俟ちて關西方面より移入したるも、其の間飼料不足の爲め肉用に供し又は体力能力を減耗したるもの僅少ならざりしを憾む、震災直後に於て配給したる飼料概ね左の如し。(無償有償の)

第九章 産業の損害と其復舊

郡市名	穀	大麥	小麥	大豆	大豆粕	食鹽	糯米
横濱市	七、四九五 <small>袋</small>	一、四九五 <small>俵</small>	一、〇〇〇 <small>袋</small>	二五四 <small>袋</small>	五、六五〇 <small>枚</small> 一〇〇 <small>袋</small>	二五四 <small>俵</small>	八六五 <small>俵</small>
横須賀市	七五〇				四〇〇		
橋樹郡	二八〇				一、一〇〇 <small>袋</small> 一〇〇 <small>袋</small>		一三五
鎌倉郡					一〇〇		
三浦郡					一〇〇		
久良岐郡					六〇		
計	八、五五五	一、四九五	一、〇〇〇	二五四	七、六〇〇 <small>粕末</small> 二、〇〇〇	二五四	一、〇〇〇

備考 罹災地畜禽數(飼料配給を要したるもの)

乳牛	役牛	馬	豚
一、四六三	一〇〇	一、八六〇	五〇〇
一、一〇〇	一〇〇	一、一〇〇	三〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計			
横濱市			
横須賀市			
橋樹郡			

鶏	三、五〇〇	一	三、五〇〇
---	-------	---	-------

(ロ) 横濱市乳業

牛乳供給機關たる牛乳搾取業者の牛舎牛乳取扱室の大部分は破損し、牛乳販賣業者百餘戸は全焼したるも住宅の設備急を要し、之等の改修は容易ならざるものあり、即ち一面に假修繕により營業を開始せしめ、搾取業者に對しては組合經營牛乳共同販賣所の設置を奨励せり。

(ハ) 他郡市の乳業

牛乳は横濱市の例に準し奨励したる結果比較的復舊容易なりしも、農家搾取せる原料牛乳は工場及道路破損と鐵道不通の通め牛乳の利用頗る困難なりしも工場は假修繕により乳油の製造を開始して牛乳を利用し、徐ろに之が復舊を期せしめたり。

(ニ) 豚肉の利用

養豚業の復舊は肉の需要恢復にあり、然るに屠場の凡ては破壊して殆んご用を爲さざるのみならず肉加工場亦大破して之れが改修亦容易ならず、又道路の大破は肉豚の輸送を妨ぐる等、豚肉の利用上支障不尠、即ち假屠場を指定して肉の供給を便し、更に縣は此の機會に於て屠場の増設を計劃し、又肉取引市場の設置を奨励中なり。

以上之を要するに畜産業が直接間接に被りたる損害は相當多大にして、之れが復舊に多額の經費を要するも未だ資金融通の便を有せざる爲め他の各種事業と共に復舊し得ざるは頗る苦痛とする所なり。

二、神奈川縣蠶糸業震災誌

震災に因る被害

震災に因り本縣蠶糸業者（養蠶、蠶種製造、製糸三業者並之に關聯する各種業者）の被むる損害總額は壹千貳百參拾餘萬圓の巨額に達す。

今項を分ちて之を概説せむとす。

一、桑園の被害

桑園の被害は専ら山崩れに伴ふ山腹桑園の崩壞にして、其他河川沿岸の崩落、地落、地割れ等に因る被害も亦尠なからず、從つて山崩れの多き箱根、足柄の連山に近接せる足柄上下兩郡の山間部地方丹澤山を中心とし、之を圍繞せる諸山嶽に近接したる中、愛甲兩郡の山間部並に津久井郡の西南角に被害多く、平坦部地方には其の被害比較的僅少なるを見る、之が被害總反別は二百九十三町四反歩にして、縣下全桑園反別一萬四千六百七町歩に對し二分強に當り其の損害見積額は百參拾萬圓とす。

今郡別に之が被害の概況を示せば左表の如し。

郡名	桑園反別	被害反別	被害率	被害種別
久良岐郡	三五、〇反	一	一分三厘	地割山崩
橋樹郡	二、九四、〇	三七、四	一分〇厘	全前
都筑郡	一一、三五、〇	一三三、〇	一分〇厘	全前
三浦郡	五、〇	一	一分〇厘	全前

鎌倉郡	11,031.0	9.6	一厘	地割山崩
高座郡	60,068.0	34.3	一厘	全前
中郡	22,682.0	48.8	四厘	全前
足柄上郡	7,810.0	1,977.0	二割五分三厘	山崩
足柄下郡	3,121.0	333.0	一割〇分三厘	全前
愛甲郡	19,322.0	209.0	一分一厘	地割山崩
津久井郡	16,579.0	155.0	一分〇厘	山崩
計	146,065.0	2,934.0	二分〇厘	

二、養蠶業者の被害

(1) 蠶室の被害  
 養蠶業者の被害は蠶室の倒潰破損、蠶具類の損傷、秋蠶飼育上の損害等に分ちて考察する事を得

蠶室は其の形体一般に大にして構造耐震的ならざる關係上、震災に伴ふ倒潰率は他の建築物に比し甚だ大なるのみならず、住宅に兼用する目的を以て築設せられたる居宅兼用蠶室にありても叙上の關係より其の被害率は單なる住宅用の家屋に比し一層甚だしきを見る、之が倒潰率最も大なるは中郡中部以東(大野、神田、相川、成瀬、太田、城島岡崎、金田、旭、土澤、金目、伊勢原、比々多、大根の各町村)高座郡中南部(茅ヶ崎、寒川、小出、有馬、海老名の各町村)及足柄下郡東部平坦地(豊川、上府中、下府中、下曾我、田島、下中、酒匂の各村)附近にして之等は何れも全養蠶戸数の五割以上全潰の厄に遇ひ、半潰程度の被害を合すれば殆んゞ全戸數に及べり、之に亞ぎて被害大なる

るは中、足柄下、並に高座の中部以南地方に於ける前記町村以外の地帯、足柄上、鎌倉兩郡及愛甲郡の南部地方にして之等は何れも全潰半潰を合し總養蠶戸数の五割以上に達す、其の他橘樹、都筑、高座の中部以北、愛甲の中北部及津久井郡に於ては部分的に相當災害を受けたる地域あるも概して前記の地方に比し其の被害輕微なり、然れども之等の地方と雖も壁落ち或は多少家屋の傾き若は歪める程度の被害は何れも免がれ得ざりしなり。

只茲に不幸中の幸とも謂ふべきは當時恰も秋蠶の飼育期にして、蠶室に火力を使用すること甚だ少なかりし關係上火災を惹起すること極めて僅少なりし事なりとす、若し夫れ各戸に火力を使用する春蠶期に於て此の震災に遭遇せむか、家屋の倒潰に亞ぐ火災の慘害は殆んど測り知る可からざりしものあらむ。

大正十二年度縣下養蠶總戸数は三萬一千二百三十五戸にして中燒失（埋没、流失を含む）九十四戸、全潰七千七百六十二戸、半潰六千三百五十五戸にして總戸數に對する被害率は燒失（埋没、流失共）三厘弱、全潰二割四分九厘弱半潰二割三厘強、全燒、流失、埋没、全潰、半潰を通算せる被害率は四割五分五厘弱に當り、之が損害見積額は實に七百萬圓に達す。

今郡別に之が被害の概況を示せば左表の如し。

郡名	養蠶戸數	被害養蠶戸數			被害率	専用蠶室ノ被害
		全潰	半潰	計		
久良岐郡	一八戸	—	—	九戸	五割〇分〇厘	—
橘樹郡	一、〇九五	—	一〇九	一六	一割七分九厘	—
都筑郡	二、七九七	—	二五〇	三四	一割一分九厘	全潰三棟
		全潰、埋没、流失				

三浦郡	六	一	一	三	三	五割〇分〇厘	全潰二六棟
鎌倉郡	二、一九	三	五四	七四一	一、二九〇	五割九分五割	全潰二六棟
高座郡	九、三五	一	二、六四八	一、六八八	四、三七	四割六分四厘	全潰一三七棟
中郡	三、八三三	一八	二、三六八	一、〇四九	三、四三五	八割九分六厘	全潰四棟
足柄上郡	三、二〇八	二	九四二	一、五四六	二、四九八	七割七分九厘	全潰二棟
足柄下郡	一、三六〇	三〇	七五六	三六〇	一、一四六	八割四分三厘	全潰二棟
愛甲郡	三、八八三	六	三三三	三八四	七三	二割一分四厘	全潰二棟
津久井郡	三、五三四	一五	四	一七六	二三三	六分六厘	全潰一棟
合計	三、二三五	九四	七、七六三	六、三三五	二四、三二	四割五分五厘	埋没二棟 全潰一七五棟

大正十二年九月一日の震災に因る蠶室の被害概要叙上の如くなるも、災後に於ける農村復舊の資源は養蠶に俟たざる可からざる事情にある、多數罹災養蠶業者はあらゆる辛苦と戦ひつゝも蠶室の再築又は修繕に全力を傾注し、十三年度の春蠶は前年度の掃立量を維持すべく努力しつゝありしに、大正十三年一月十五日拂曉に於ける再度の激震は復々本縣中部以南の地帯（高座、中、鎌倉）に大慘禍を齎し、新築及修繕工事中の蠶室を倒潰し、復興の氣勢に一大頓挫を招來せり、殊に高座郡六會、御所見、小出、有馬の四ヶ村、中郡神田、相川、成瀬、太田の四ヶ村並に其の隣接町村に被害激甚を極め、甚だしきは全く半潰程度の家屋すら認め得ざる迄に倒潰せる地域も少なからず、其の慘狀實に言語に絶するものあり、然して此の再度の震災を被れる地帯は、何れも九月一日の震災に因る被害激甚區域なるを以て統計等に表れたる倒潰戸數は比較的少なく、觀る者をして其の被害のさのみ激甚ならざるやの感を抱かしむる



も事實第一回震災の被害甚だしかりし地方にありては、第二回震災の襲來するも倒潰するに足る可き建物なきの状態にありしに由るものとす。

(ロ) 蠶具類の損傷

専用並居宅兼用蠶室の倒潰に伴ひ之等に收容若は使用し居たる蠶架、蠶箔、蠶筵、蠶網、催青器其他の蠶具類は或は破損し、或は保管の途無き爲雨露に曝されて腐朽し使用に堪へざるに至れるもの甚だ多し、之等蠶具類の損傷數量は調査の由なきも其の損害見積額は百七拾萬圓に達すべく推測せらる。

(ハ) 秋蠶飼育上の損害

九月一日の大震災當時は恰も第二期秋蠶(晚秋蠶)の飼育時期にして、養蠶業者の多數は之が飼育に従事しつつありしが、中部以南の震災激甚地にありては蠶室並に居宅の倒潰或は災後に於ける混亂の爲に飼育若は爾後の掃立を斷念するの止むなき状態となり、中部以北の比較的震害輕微なりし地方に於ても育蠶中の蠶箔の蠶架より轉落せざるもなく、極度の不安に驅られて飼育を中絶せるもの少なからず、又飼育を繼續せるものもありても頻々として襲來する餘震に恐れ或は鮮人襲撃の蜚語に怖へ飼育に専念する能はず、其の結果は蠶作一般に極めて不良なりしも亦止むを得ざる成行と謂ふべし。

九月に入りての掃立量は例年に比し著しく激減し、只僅に縣北地方に之が掃立をなす者ありしと雖も其の作柄は何れも上記せる所と同斷にして甚だ不良なりき。

次に災後に於ける繭相場は交通機關の杜絶、金融の梗塞、製糸場及乾繭装置の破損其他種々なる支障の爲に一時賣買吐絶し、數目を経て隣府縣製糸家入り込み僅に取引せらるゝに至れるも價格甚だしく暴落し、災前一貫目九圓前後にて取引せられたる生繭の相場は急轉直下三、四圓を稱へらるゝ状態となり、養蠶業者の爲に被れる損害亦尠なから

ざるものあり、然れども災後目を經るに従ひ人心の安定と秩序の回復を見るに及び逐次繭價も昂進の曙光を認むるに至れり。

震災に因る秋蠶收購減少見込額は約十萬八千貫にして此損害見積額約八拾五萬圓、震災後繭價の暴落に伴ふ損害約貳拾萬圓、兩者を合算すれば百五萬圓の巨額に達す。  
今郡別に其の損害の概略を示せば左表の如し。

郡名	震災當時催育又ハ飼育中ノ蠶種枚數	震災ニ因リ飼育又ハ停止セル枚數	全上中止割合	收購減少見込額	震災後收購額
久良岐郡	二四枚	二四枚	一割〇分〇厘	〇	一貫
橋樹郡	七七八	一四〇	一割八歩〇厘	八五	一、四八〇
都筑郡	六、二六九	八六〇	一割三分七厘	七、三五	七、二三五
三浦郡					
鎌倉郡	四、七五〇	三、一九四	六割七分二厘	八、三三	三、六四八
高座郡	二、三〇九	一四、八八四	六割六分七厘	三九、〇四六	一七、六五九
中郡	六、八五〇	六、五六二	九割五分八厘	二二、七五	七六六
足柄上郡	二、一一〇	二、〇一〇	九割五分五厘	五、三七	三三五
足柄下郡	二、三九八	二、三三六	九割七分一厘	九、二五一	四二
愛甲郡	九、九三八	三、一三三	三割一分五厘	一一、六三〇	一一、〇八一
津久井郡	五、八〇〇	一、〇八〇	一割八分六厘	三、七〇〇	二二、一〇〇

合 計	六二、三六	二四、二五	五割五分九厘	一〇八、〇三	六四、三六
-----	-------	-------	--------	--------	-------

三、蠶種製造業者の被害

震災に因る蠶種製造業者の被害は其の所有する蠶室（蠶種製造場所）及び飼育分場の倒潰破損秋蠶種製造上に及ぼしたる損害等に分ちて考察する事を得。

(1) 蠶室（蠶種製造場所）及び飼育分場の倒潰破損

蠶種製造業者の所有する蠶室、蠶種製造場所並に其の飼育分場の被害は大略前項養蠶業者の被害に準じ震災激甚地たる湘南地方、足柄上下兩郡並に高座郡の中部地方の製造業者に甚だしく縣北地方に少なし、之が災害戸數は前記養蠶業者の被害中蠶室の倒潰破損の表に包含し居るも尙蠶種製造業者及び其の分場のみに付郡別に之を詳記すれば左表の如し。

郡 名	蠶種製造業者戸數		被 害 戸 數				飼育分場ノ全潰數
	全	潰	全	潰	半	潰	
久 良 岐 郡	1	1	1	1	0	0	0
橋 樹 郡	2	2	2	2	0	0	0
都 筑 郡	1	1	1	1	0	0	0
三 浦 郡	1	1	1	1	0	0	0
鎌 倉 郡	1	1	1	1	0	0	0
計	6	6	6	6	0	0	0

合	津	愛	足	足	中	高
	久	甲	柄	柄		座
計	井	郡	下	上	郡	郡
	郡	郡	郡	郡	郡	郡
一三	元	五	五	四	九	六
一						一
三		一	四	二	四	二
六	一	二	一	二	二	六
七	元	三			三	七
一三	元	五	五	四	九	六
一三	一	三	二	元	元	六

(ロ) 秋蠶種製造上の損害

九月一日の震災當時は既に秋蠶種の主要なる製造時期を經過せる後なりしも、尙未だ製造中のもの相當ありし爲其の被りたる損害亦少なからず、但し製造後の蠶種には餘り大なる被害を見ざりしは不幸中の幸なりと謂ふべし、震災に依る秋蠶種製造額の減少状況は原蠶種に於て其の製造豫定額二千八百六十三枚の一分九厘強、即ち五十五枚減、普通蠶種に於て其の製造豫定額十六萬四百六十六枚の一割三分二厘強、即ち二萬一千二百六十枚の減にして、其の損害見積額は大約四萬圓なりとす。

今郡別に之が減少状況を示せば左表の如し。

郡名	原 蠶		種		普 通		蠶 種	
	豫定額	製造額	減少額	減少率	豫定額	製造額	減少額	減少率
橋樹郡	四三枚	四三枚			八五三枚	八五三枚		
都筑郡					三〇〇	三〇〇		
高座郡	一、五九六	一、五五六	四〇	二分五厘	七、九六八	六八、九三六	九、〇四〇	一割一分六厘
中 郡	二〇二	八六	一五	一割四分九厘	一四、二五三	九、七八二	四、四七〇	三割一分四厘
足柄上郡					九、六一五	六、〇四四	三、五七二	二割七分一厘
足柄下郡					五、八二三	一、九四四	三、八七九	六割六分六厘
愛甲郡	二八九	二八九			一〇、〇〇六	九、七五六	二五〇	二分五厘
津久井郡	八三五	八三五			四、六五〇	四一、六〇〇	五〇	一厘
合 計	二、八六三	二、八〇八	五五	一分九厘	一六、四六六	一三九、二〇六	二二、二六〇	一割三分二厘

備考

本表の枚数は總て二十八蛾を以て一枚とせり。

四、製糸業者の被害

震災に依る製糸業者の被害は大要工場並器械器具の破損、生糸の焼失並に損傷、原料繭の焼失並に損傷等に區別して考察することを得。

(イ) 工場並器械器具の破損

製糸工場は作業の性質上其の構造耐震的ならず、故に縣下二十一の機械製糸工場は何れも半潰以上の災害を被れり即ち其の被害別は全燒一全潰九、半潰十一にして建物及之に附屬せる器械器具の損傷を合し其の損害見積額百十七萬圓に達せり。

尙縣北地方（愛甲、津久井、高座北部）に點在せる産業組合共同製糸工場（聯合會漸進社所屬）十三は何れも多少の損害を被りたりと雖も前者に比すれば極めて輕微なり。

(ロ) 生糸の燒失並に損傷

縣下製糸業者の震災當時横濱に出荷せる生糸にして保管倉庫の全燒に伴ひ燒失せるもの四萬九千二百斤（間屋へ委託中のもの四萬六千二百斤、引渡済にして精算未了のもの三千斤）此の見積價額百參萬參千餘圓也、尙當時各其工場在荷にして火災の爲燒失せるもの五十五斤、倒潰の爲損傷せるもの三千六百八十五斤あり、此の損害見積額四萬六千圓にして前者と合し燒失並損傷生糸の總損害見積額百七萬九千餘圓に達す。

(ハ) 原料繭の燒失並に損傷

原料繭にして輸送の途中にあり紛失したるもの百三十六石、工場全燒の爲燒失せるもの一千七百六十六石、工場並倉庫の倒潰に伴ひ損傷せるもの四千七百九十三石、兩者の損害見積額參拾九萬八千九百餘圓に達す。

五、蠶種冷藏庫の被害

縣下に於ける蠶種冷藏庫は愛甲郡厚木町所在神奈川蠶事株式會社（收容力七萬枚）中郡平塚町所在平塚冷藏庫株式會社（收容力十萬枚）津久井郡中野村所在株式會社津久井冷藏庫（收容力六萬枚）の三箇所なるも平塚冷藏庫は全潰の厄に遇ひ、神奈川蠶事株式會社は半潰、津久井冷藏庫は亦半潰に近き被害を被れり、其の損害見積額は總計壹萬八千圓とす、當時は恰も蠶種の貯藏時期ならざりし爲其の損害は主として建物に止まり、蠶種に及ばざりしは幸なりと謂

ふべき也。

六、繭市場、乾繭所及苗倉庫等の被害

災前縣下に於ける繭市場は株式會社厚木繭糸取引所(資本金貳拾萬圓)及株式會社足柄繭糸取引所(足柄上郡松田町所在、資本金拾萬圓)の二市場なりし、而して前者は震災の爲全潰、全燒し、後者亦全潰の災害を被れり、當時は秋蠶繭取引中なりしを以て兩者共相當在荷を擁し、且厚木の如きは擔保として保管せる繭も幾分ありしが、厚木繭糸は建物と俱に其の繭の全部(約四千貫)を烏有に歸し、足柄繭糸も建物の倒潰により其の保管繭を汚損せり、兩社の損害見積額は繭の燒失及汚繭を合算し約拾貳萬圓に達す。

繭乾燥場の主なるものは前記兩繭市場附設の乾燥場の外愛甲郡厚木町及高座郡藤澤町所在の若尾繭乾燥場、中郡平塚町所在の鐘ヶ淵紡績株式會社繭買入所、及今組買入所等なりしが繭市場附設のものは前記の如き被害を受け、其他のものも何れも全潰し、當時收容中の繭を損傷せり。

就中若尾厚木乾繭場附屬倉庫の倒潰に依る保管繭の損傷は其の最も甚だしきものなりとす、其他小規模の乾燥所及繭生産者の共同乾燥所縣下を通じ約二百箇所を算せるも、之等は縣北地方に多く中部以南に少なき關係上、其の被害は半潰程度以上のもの約半數の百箇所前後なるが如し。

然して以上乾繭場の燒失、倒潰、破損及保管繭の燒失、汚損を合算すれば其の損害見積額は約四拾萬圓に及ぶ。

震害復舊の善後策

一、稚蠶共同飼育所設置補助

家屋の倒潰甚だしき地方の罹災者は急造の不完全なるバラックに辛じて雨露を凌ぐの慘狀にして、其の儘に推移せ

むか大正十三年度の春蠶は之を行はむとするも能はざるもの多數に上る可く、斯くては農村復興の支障甚大なるべきを慮り、縣は震災激甚地の既設養蠶組合に對し稚蠶共同飼育所を設置せしめたきを以て其の建設費の全額を補助せられ度き旨を農商務省に具申せり、農商務省に於ても豫め係官を派遣して縣下蠶糸業の災害状況を調査し、之が救濟の必要を認め居たる折柄なりしかば、此の問題に關し慎重審議を重ねられ、十二月一日附を以て建築費の五割以内を補助すべき條件の下に拾七萬五千八百七拾五圓の補助金を交付すべき旨通牒あり、縣は各郡に養蠶組合長會議を召集して其の趣旨の徹底に努め設置希望を徴し數次農商務省と折衝を重ね、一月十日付正式に補助金交付の指定に接せり、亞て縣は一月二十五日を以て縣令第六號農蠶業災害應急施設補助規則を公布し、尙係員を派遣して建築工事の促進督勵に努めたり。

一方一月十五日再度の強震は本縣の中部養蠶地帶少なからざる慘害を殘せる事前叙の如くにして倒底之を放任し置くに忍びず、縣は其の最も災害甚だしき高座郡六會、御所見、小出、有馬、中郡神田、相川、太田、成瀬の八ヶ村に對し災害應急施設補助金追加交付方の件を農商務省に申請せり、農商務省に於ても一月十五日震災の直後係官を派遣して其の慘狀を調査し、更に之が救濟の必要を認め居られたるを以て縣の此の申請に對し承引の内意を通牒せられ、越へて三月十三日付三萬九千三百七十五圓の補助金追加交付の指令に接するを得たり。

尙縣は第二次の震災激甚地前記八ヶ村に準すべき被害を受けたる高座郡茅ヶ崎、寒川、中郡城島の三ヶ村中特に被害著しき組合に對する補助金交付率の増加を農商務省に申請し追認を受けたり。

一方各組合の稚蠶共同飼育所は設立組合の目醒しき活動と當局の督勵と相俟て、三月下旬にはほぼ工事竣成せるを以て縣は三月末日付を以て七十三組合に對し補助金の交付を指令せり。

補助金の配當方法は蠶室の坪數を基礎とし（宿直室、事務室、便所の如き直接稚蠶飼育に關係なき分の坪數を除外



す) 建築材料の良否、建築の精粗等を参酌して其の建築費を査定し、第一回震災に對する分の補助金は各組合平等に其建築費の五割を割當て(但し最高額を二千六百二十五圓に止む) 第二回震災に對する分の補助金は農商務省の指令せる前記八ヶ村中被害最も激甚なる十二組合に對して建築費の五割、其の稍輕微なる六組合に對して三割五分、追認を受けたる四組合に對して一割七分強を割當てたり(第二回の分も最高額は二千六百二十五圓に止む、故に第一回第二回共最高額を受けたる組合補助金額は兩者を合し五千二百五十圓となる) 然して右補助金の交付をなせる組合に對しては將來十ヶ年間該雜蠶共同飼育所を組合平等の持分として利用せしめ、個人の私有財産となすことを禁じ、嚴重に監督する筈なり。

今郡別に補助金交付の狀況を示せば左表の如し。

郡名	箇所數	蠶室坪數	補助金交付額		計
			第一回分補助金	第二回分補助金	
橋樹郡	一	三三、三	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
都筑郡	五	三三、一	一一、〇三五	—	一一、〇三五
鎌倉郡	四	一四六、六	九、九六〇	—	九、九六〇
高座郡	二〇	八五〇、二	四八、一一〇	一八、一八七	六六、二九七
中郡	一七	六四三、六	三八、六三〇	二二、一八八	五九、八一八
足柄上郡	二二	四三九、一	二九、九〇五	—	二九、九〇五
足柄下郡	一〇	四〇〇、六	二五、四三五	—	二五、四三五

愛 甲 郡	一	四六、〇	二、五三〇	—	二、五三〇
津 久 井 郡	三	一一三、五	七、二七〇	—	七、二七〇
合 計	七三	二、九〇三、〇	一七五、八七五	三九、三七五	二、五二五〇

然して之等稚蠶共同飼育所を設置せる組合は何れも本年春蠶期より之を利用し稚蠶の共同飼育を施行し、組合員中家屋の再築をなし得ざりし者に對しては壯蠶期迄之を使用せしむる等相互に利便を得、不安裡に迎へたる本年の春蠶をして無事遂行し得たり。

## 二、養蠶組合に對する低利資金の融通

縣は前項稚蠶共同飼育所設置補助の方法に依り罹災養蠶業者の一部分を救済し得たるも右は經費並に補助率の關係上自ら制限あり、加之震災激甚を極めたる地方の養蠶業者中には半額以上の補助を受くるも尙叙餘の經費を負擔する力無き爲上記の方法に依る恩澤に浴し得ざりし者も少なからず、更に又比較的被害輕微と目さるゝ地方よりの稚蠶飼育所設置申込に對しては農商務省の方針に基き査定したる關係上もあり、旁々此の補助に漏れたるものに對する救済に關しては忽諾に附し難きものあり、茲に於て縣は種々熟議の結果之等養蠶業者救済の一助として少額ながら低利資金の融通をなすことに決し、大日本蠶糸會神奈川支會に對し縣受領義捐金(大阪朝日及大阪毎日兩新聞社聯合募集のもの)中より蠶糸業救済資金參萬圓を貸付け専ら同會をして之が救済の衝に當らしめたり、而して同會は被害激甚地の養蠶組合中農蠶災害應急施設補助規則に依り稚蠶共同飼育所設置補助を受けたる組合を控除したる殘餘の組合より希望を徴し、六郡下百十組合に對し百圓以上五百圓以内の範圍に於て貸付をなせり、然して之が貸付條件は年利三分四ヶ年据置以後五ヶ年賦償還とし其の費途は (一)稚蠶共同飼育所及共同蠶具の修理又は新調 (二)共同繭乾燥所の修

理又は新築に充當せしむ。

今郡別に之が貸付状況を示せば左表の如し。

郡名	貸付組合數	貸付金額	貸付額			
			最多	最少	平均	均
鎌倉郡	一九	五、二〇〇	五〇〇	一〇〇	二七三餘	四
高座郡	一五	六、八〇〇	四六〇	四五〇	四三餘	
中郡	五六	三、四〇〇	三〇〇	一〇〇	三三餘	
足柄上郡	九	二、九〇〇	五〇〇	二〇〇	三三餘	
足柄下郡	五	一、三〇〇	四〇〇	一五〇	二六〇	
愛甲郡	六	一、四〇〇	三三〇	一〇〇	二三餘	
合計	一一〇	二〇、〇〇〇	五〇〇	一〇〇	二七三餘	

三、春蠶掃立量維持の對策

大正十三年の春蠶は各種の情勢より推して著しく其の掃立量を減少すべき事は何人も推測したる處なり、之が對策として蠶業試験場はバラック蠶室の設計並簡易養蠶法の指示をなし、之を印刷刊行して普ねく當業者に配付し以て家屋の再築覺束なき者に對し而も災後に於ける勞力缺乏の中にも震災復興の捷徑たる養蠶を行はしむることに努めたり尙縣は二月十八、九兩日蠶業調査會に諮問して之が對策を講究せしめ、越て四月十八、九兩日郡蠶業技術者を召集し調査會の答申を骨子として之が指導獎勵上の指示を與へ、協力一致既設桑園の桑葉を全部繭に化せしむべく最善の努

力をなせり、之等の努力は前記稚蠶共同飼育所設置補助、低利資金の融通等の施設と相俟て掃立量減少の趨勢を緩和し、殊に當業者の不屈不撓の努力は更に其の減少率を低下せり、之を統計に徴すれば十三年春蠶飼育戸数は二萬七千二百五十四戸にして昨年比し八百四十八戸の減、掃立枚数は十六萬一千二百四十六枚にして昨年比し五千三百十四枚の減、即ち戸數に於て三分、掃立枚數に於て三分二厘を減せるに止まれり、之を二、三月頃の七分五厘減豫想に比すれば全く意外にして、若し夫れ收繭額に見むか九十五萬六千七百九十一貫、即ち昨年比し四千七百八十三貫、即ち僅かに五厘減に過ぎず。

#### 四、繭取引市場並蠶種冷蔵庫に對する低利資金の融通

震災に因る乾繭装置並倉庫の破壊、繭取引市場の倒潰破損、縣内製糸業者の復舊難等の事態は十三年春蠶繭處理上に少なからざる支障を來すべきは何人も憂慮したる所にして、加之新繭出廻期に於ける金融の梗塞は避くべからざる情勢にあり、其儘に放任せむか繭價の下落に伴ふ養蠶業者の損害は甚大なるものあるべく、斯くては農村災後の復興に大頓挫を來すへきを慮り、縣は二月十八、九兩日蠶業調査會を召集し之が對策を講究せしめ、幾多參考となるべき答申を得たり。

一面蠶種冷蔵庫の被害も前叙の如く甚大にして之が復舊容易ならざる事情あり、而も縣下に完全なる蠶種冷蔵庫を缺く如き事あらむか、其累は直ちに蠶種に及び蠶作を支配し、其の結果は多數養蠶業者の頭上に不測の損害を齎すべきは逆堵するに難からず、之等に對し適切なる方策を講ずるは蠶糸業行政上焦眉の急務なりしなり、茲に於て縣は二月二十五日附を以て震災前後會に對し情狀を具し、具体的方策を建て之が救濟資金の交付方を申請せり、縣の此の要求は幸にして認容せられ同會より金拾萬圓の交付を受くるを得たり。

縣は之を以て繭取引市場の復舊新設並蠶種冷蔵庫の復舊資金として貸付することに決し、縣下七ヶ所（新設企畫中

の長津田、與瀨、下曾我の三繭市場を含むの關係團體の代表者を召集して之が貸付に關し協議を重ねる所あり、其後數次の折衝を重ね結局左の如く貸付をなせり。

金額	貸付先
金四萬圓	株式會社厚木繭糸取引所
金貳萬五千圓	足柄繭糸取引所（松田）
金八千圓	長津田繭糸取引所
金八千圓	與瀨繭糸取引所
金七千圓	曾我商會（足柄下郡）
金七千圓	平塚冷蔵庫
金參千圓	神奈川蠶事株式會社（厚木）
金貳千圓	株式會社津久井冷蔵庫
計金拾萬圓	

然して貸付金の用途に關しては繭取引所にありては帶川三光式乾繭装置（曾我商會は中原式乾繭器）を据付け且つ之に伴ふ繭取扱所及繭取引に關する一切の設備をなすべきこと、又蠶種冷蔵庫にありては蠶種六萬枚以上を冷蔵し得る設備をなすべきことを指定せり、又貸付金の利子は年三分六厘にして之が償還方法は五ヶ年据置以後五ヶ年賦償還とす。

貸付を受けたる繭取引市場並冷蔵庫は共に工事を進捗し、何れも其の使用時期迄に竣工せり、殊に前者の如きは時期甚だ切迫し居たるにも不拘五市場共春蠶繭出廻時期に於て一齊に開店する運びとなれり。

本春に於ける繭價の暴落は横濱生糸市況の不振、金融の梗塞てふ如き全國的原因に胚胎するを以て又止むを得ざるものと云ふべし、只其間にありて此の五取引市場が幾分にも春蠶繭處理上に直接間接の利便を與へたることは疑を容れざる所なりとす。

#### 五、繭乾燥器補給資金の貸付

震災に依る乾繭装置の破壊叙上の如く、尙其他諸般の情勢より推して養蠶業者は本年春蠶の處理に窮せむとするの實情にありしを以て、縣は前項繭取引市場に對する低資融通と共に一面養蠶組合又は生産者を以て組織せる繭乾燥組合に於て乾繭装置の新設又は修理をなすものに對し低利資金の融通をなすことに決し、縣受領の義捐金より金二萬圓を支出し之に充つることをし、各郡長宛其の旨を通牒し趣旨の徹底を計れり、斯くて各郡より希望を徴し詳細に内容を調査し、書類の完備せるものより順次貸付を開始し、七月二十三日津久井郡を最終として全部の貸付を完了せり。

貸付金額は一組合一千圓以内とし、利子は年三分六厘、五ヶ年据置以後五ヶ年賦償還す、尙貸付金の使途に就ては貸付の趣旨に基き繭乾燥所の新設又は修理のみに限定し、此の目的に使用せざるものに對しては貸付金の全額を又施設費が貸付金額に充たざるものは其の残額を直ちに返還せしむることをし、尙舊來の土室式炭火乾繭装置又は構造不完全を認むるものに對しては貸付を行はざることをせり、貸付を受けたる組合数は六郡下三十七組合にして即ち左の如し。

郡名	貸付組合數	貸付金額	貸付額			
			最 多	最 少	平 均	均
都 筑 郡	組合 三	1,100 円	500 円	100 円		366 餘 円

鎌倉郡	三	二一、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	七〇〇
高座郡	一四	六、八〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	四八五餘
中郡	四	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
愛甲郡	五	二、八〇〇	八〇〇	三〇〇	五六〇
津久井郡	八	三、一〇〇	五〇〇	三〇〇	四〇〇
合計	三七	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	五、四〇〇餘

然して本施設は恰も春蠶期に切迫し使用期迄に餘日幾何もなかりしが、貸付を受けたる組合の大部分は縣の趣旨を遵守し工事の進捗を計り春蠶繭の乾燥に使用し、生繭處理上多大の利便を得たり。

六、原蠶種の無償配付並配付數量の増加

本縣蠶種製造業者の被りたる災害は前記の如く激甚を極め、多數業者は斯業經營上非常なる苦境に陥れり、殊に現行蠶糸業法の規定は原蠶種の製造に關しては特に峻嚴なる取締を要求し居れるを以て、製造業者自身に於て原蠶種の飼育並に採種を行ふ事は斯業經營上少なからざる犠牲を負はざるべからず、然も縣下多數斯業者の災後に於ける實情は普通蠶種の製造設備を復舊する事すら仲々の苦痛を感じる處、況んや特殊の設備と少なからざる經費を要する原蠶種の製造を嚴重なる取締の下に行ふ事は容易の業に非ず、茲に於て蠶種同業組合は此の事情を具し大正十二年度に限り原蠶種の無償配付を行はれ度き事、猶將來原蠶種の配付數量を從來の五割増、即ち八萬二千蛾にせられ度き旨を陳情し來けり、縣は情狀を酌量し、合せて此の際品種の統一整理を一層徹底せしむる趣旨より此の要求全部を承認し、同年度に於て原蠶種の無償配付を實行し、猶配付數量五割増加の件に就ては現在の蠶業試驗場の規模を一層擴張

して大正十三年度より其の要求に應ずることとせり、斯くて蠶種製造業者は自家に於て専ら普通蠶種の製造に餘力を傾注し、災後の復舊に努むるを得るに至れり、其の反映は十三年度の蠶種製造上に顯著にして、即ち十三年の原蠶種の製造者は十二年の夫れに比し春期三割七分、夏秋期二割七分を減し、又製造額に就て見るも春期三割七分、夏秋期三割三分餘を減せるは特に注目し價すべき現象なりとす。

因みに大正十二年度蠶業試験場に於て無償配付をなせる原蠶種の數量は春秋を通じ五萬一千三百三蛾なりとす。

#### 七、漸進社に對する低利資金の融通

有限責任信用販賣利用組合聯合會漸進者は明治十九年の創立に係り（産業組合組織に改めたるは大正四年）主に縣北地方の自家製糸を行ふ養蠶業者を組合員とする信用販賣利用組合を以て組織せられ、現時三十四ヶ所の所屬組合員其經營する共同機械製糸工場十四ヶ所、共同揚返所五十七ヶ所を有し、金融並生糸の共同販賣を行ひ其他製糸業の改良發達と品質の向上能率の増進とに努めつゝありしが、昨年の震災に依り横濱原合名會社に販賣を委託せる生糸百十三梱、概算價額十二萬五千餘圓を灰燼に歸し爲に資金の缺乏を來し、其の影響は所屬各組合に波及し、事業經營上の危期に類せり、若し之を其の儘に放任し同會の解散を見る如き事あらむか、之に關係を有する多數養蠶業者の被る損害は莫大なるものあり、茲に於てか縣は之が救済の必要を認め、其の受領義捐金中より金四萬圓を救済資金として貸付くる事に決し、十一月二十五日其の手續を了せり、然して之が貸付の條件は利率年三分六厘、八ヶ年据置以後十ヶ年賦償還とす。

#### 附

##### 一、蠶糸業關係縣營造物の被害

藤澤町なる蠶業試験場は蠶室三棟の中一棟食堂、農夫舎、堆肥舎等を全潰せられ、本館、蠶室、其他の附屬營造物



の大部分は半潰程度の被害を受け、其の損害見積額は約七萬圓に達す。

又蠶業取締所本支所中厚木町なる本所は本館並新築の鏡檢室を二ノ宮支所は鏡檢室を何れも倒潰せられ、本支所共其他の附屬建物に半潰破損の被害を受け、之が損害の見積額約五萬圓とす。

## 二、蠶糸業關係縣營造物の應急復急施設

震災後蠶業取締所は検査未済の秋蠶種母蛾を多數所有し居たりしも、検査設備の破壊せられたる結果所内に於て之が検査を遂行すること能はず、而も母蛾の検査は取急ぎ之が完結を期する必要ありし爲、愛甲郡妻田村字中村三百一番地長野剛宅を借受け臨時出張所となし、九月廿八日より此處に於て検査事務を開始せり、而して右は十月十九日を以て検査終了せるを以て翌二十日附之を閉鎖せり。

一方縣は蠶業取締所本支所並蠶業試験場の建築物は何れも再築の必要を認めたるも、其れには相當時日を要するを以て先づ不取敢破壊せる設備に執務し得る程度の應急修理を加へ、再築する迄の間之を使用せしむる事に決し、縣會若は縣參事會の協賛を経て應急施設費を支出し、之が修理を遂行し、又はバラック事務室を新築し、合せて差し當り事務に必要な備品類を填補せり。

亞て縣は蠶業取締所本支所並蠶業試験場全部の改築を企畫し、之が復舊費を縣會若は縣參事會に提出せる處、何れも至當なるものとして協賛を経たるを以て試験場は十二年度に一部の工事を行ひ、兩者共豫算殘額を十三年度に繰越し繼續事業として工事を遂行する事とし、尙大正十三年十月の臨時縣會は更に蠶業試験場復舊費の支出を承認し、斯くて震災前にも優る設備の完成を期することゝはなれり。

今之等震災應急復舊兩施設費として縣會若は縣參事會の協賛を経たる經費豫算額を示せば左の如し。

區別	應急營繕費	應急備品費	復舊營繕費	計
蠶業取締所	二二、二八六	1,100	104,380	一二七、六六六
内本所(厚木)	七、三〇五		五三、八六五	
二ノ宮支所	三、八四二	1,100	三、四三一	
譯中野支所	1,040		一八、九五四	
蠶業試験場	一四、三四四	九二〇	一八二、八〇七	一九八、〇七二
合計	二六、五三〇	二,120	二八七、〇四七	三五六、六九七

### 三、産業組合震災誌

#### 一、産業組合被害ノ状況

震災當時に於ける縣下産業組合数は總計一八九にして、中震災の害を被れるもの一二二組合あり、今其程度を表示すれば左の如し。

#### イ、事務所焼失せるもの

郡市別	組合數	組合員數	全上中居宅焼失セシモノ、數
横濱市	三	二、一九四	一、八三八
横須賀市	三	三	一〇四

第九章 産業の損害と其復舊

計	久良岐郡	足柄下郡
一	四三	四三八
二、一五三	三、三七五	二、二〇〇

四一六

ロ、其他被害の状況

郡市別	被害組合數	組合員數	全上中居宅倒壊セルモノ、數	
			潰半	潰
横濱市	二	一、三五七	三〇〇	五八〇
横須賀市	一	九一五	三〇五	三二五
久良岐郡	五	五四六	一八三	一四九
橋樹郡	一	二二八	二二五	一一〇
都筑郡	一	一、六四二	二二二	二五六
三浦郡	三	五七一	二三五	二〇三
鎌倉郡	七	二、三三三	九四三	六六三
高座郡	三	一、三九二	五六八	六三五
中柄上郡	一	一、三九二	五六八	六三五
足柄上郡	一	一、三九二	五六八	六三五

而して更に組合自体に付被害程度を金額上より観るに總額二十三萬二千餘圓にして、之が概況を郡市別に示せば左表の如し。

津久井郡	愛甲郡	足柄下郡	計
八七	四	一〇	九、九五六
三、三二九	五二	三六九	三、三二九
三、二五二	二六	二五	

産業組合被害調

神奈川縣

郡市名	事務所 損害見積	倉庫損 害見積	設備損 害見積	什器損 害見積	帳簿其他 消耗品損 害見積	現金 燒失額	購買品損 害見積	貸付金世 收不能ニ 由ル損害 額	賣掛金回 收不能ニ 由ル損害 額	委託及ハ 買取販賣 品損害 額	其他	計
横濱市	二、五六〇	一、五〇〇	一、五二二	二、九六六	九九四	一、九三三	三、六三五	五、〇〇〇	九、七五〇	一、五二二	三、七五七	四四、〇八七
横須賀市	—	—	—	五五	一四五	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	四、一〇〇
久良岐郡	一〇〇	九一五	—	三七〇	五〇	—	二、〇四一	—	一〇〇	—	—	三、六七六
橋樹郡	三〇	—	—	七〇	一〇〇	—	二、八七七	二、五〇〇	一〇〇	—	—	五、七七七
都筑郡	—	—	—	—	—	—	二四	一、〇五〇	—	—	—	一、〇七四
三浦郡	五〇〇	—	—	一〇〇	三〇	—	三三〇	—	四〇〇	—	—	一、三五〇
鎌倉郡	一、七七三	一〇〇	一、六〇〇	七九	五五	—	一、八八九	—	三〇〇	—	—	五、七八九

計	一九〇八六	五、三六六	一三、六三三	五、二八三	一、四九四	二、一五五	四三、八七〇	一三、一〇〇	一三、九七〇	五、九二〇	一〇、八四五	二二、三三八
高座郡	一〇〇	一、〇〇〇	八、四〇〇	五〇	—	—	五五〇	一、〇〇〇	—	—	—	一、一〇〇
中郡	一、八七〇	二〇〇	四七〇	一、一九六	三	—	三、〇四一	—	一、六〇〇	—	二〇	八、四四七
足柄上郡	三五〇	一八〇	六八五	二〇	—	—	一〇〇	—	—	—	一〇〇、〇〇〇	一〇、三三五
足柄下郡	二、六四三	七〇〇	四六	三七四	九〇	二四三	二七、九六二	一、五〇〇	五〇〇	—	四、六三九	三九、〇七六
愛甲郡	三〇	—	五〇〇	三五	—	—	三〇	—	—	—	—	五八五
津久井郡	一四〇	七二	二〇	五	—	—	四〇一	五〇	—	四、四〇〇	二五	五、八三

二、震災復舊善後策

イ、協議會開催

大正十二年十月十二日横濱市高島町社會館に於て産業組合各郡市部會を開催し、善後策に付協議を爲したり、同日焼失組合に對しては産業組合中央會神奈川縣支會より帳簿用紙を無償交付せり。

當日は産業組合中央會參事佐藤寛治氏列席せられたり。

ロ、義捐金の交付

産業組合中央會は全國産業組合及組合員等の有志より震災義捐金を募集せられ、本縣罹災産業組合に對して六千七百五十圓交付せられたるを以て被害の程度を斟酌して左の如く分配せり。

種	別	交	付	金	額
---	---	---	---	---	---

獨立ノ事務所ヲ有シタルモノニシテ事務所焼失セルモノ  
 事務所焼失シタルモノニシテ他ノ事務所又ハ家屋内ニ事務所ヲ有ス  
 ルモノ  
 事務所ノ全壊シタルモノニシテ獨立ノ事務所ヲ有スルモノ  
 事務所ノ全壊シタルモノニシテ他ノ事務所又ハ家屋内ニ事務所ヲ有  
 スルモノ  
 事務所半壊シタルモノニシテ獨立ノ事務所ヲ有スルモノ  
 事務所半壊シタルモノニシテ他ノ事務所又ハ家屋内ニアルモノ  
  
 二〇〇—三〇〇圓  
 五〇—一五〇圓  
 一五〇圓  
 五〇圓  
 五〇—一〇〇圓  
 五〇圓

更に之を都市別に表示すれば、

郡市別	交付組合數	交付金額	郡市別	交付組合數	交付金額
横濱市	一五	一、九五〇 <small>円</small>	高座郡	五	四五〇 <small>円</small>
横須賀市	三	二五〇	中郡	七	八〇〇
久良岐郡	二	一五〇	足柄上郡	一三	六五〇
橋樹郡	四	二五〇	足柄下郡	一八	一、四〇〇
都筑郡	一	一五〇	愛甲郡	一	五〇
三浦郡	一	一五〇	津久井郡	一	一五〇
鎌倉郡	七	六五〇	計	七六	六、七五〇

ハ、震災復舊低利資金の供給

産業組合震災復舊の爲め本縣に對し低利資金四十五萬七千圓割當供給せられしを以て、縣は農工銀行と協議し組合の必要の程度及信用を調査し左表の如く夫々貸付せり、而して其貸付利率は年五分九厘、償還は五年乃至十八ヶ年賦の方法に據らしめたり。

郡市別	貸付組合數	貸付金額	郡市別	貸付組合數	貸付金額
横濱市	聯合會 一五	一〇五、三〇〇	高座郡	八	八七、九〇〇
横須賀市	二	七、〇〇〇	中郡	一三	四九、七〇〇
久良岐郡	二	一〇、〇〇〇	足柄上郡	一三	六二、六〇〇
橋樹郡	二	四、三〇〇	足柄下郡	一〇	六六、一〇〇
都筑郡	一	三、〇〇〇	愛甲郡	二	五、五〇〇
三浦郡			津久井郡		
鎌倉郡	七	四五、六〇〇	計	聯合會 六四 組合 一	四五七、〇〇〇

三、復舊の状況

既に述べたるが如く産業組合の被れる震災の害も決して尠少ならずと雖も、役員の献身的努力に依り今や其大部分は復舊するを得たり、就中郡部に於ける組合は比較的被害程度少なきと、帳簿等の焼失せし組合も極めて少數なりしが爲に逸早く事業を開始するに至れり、然りと雖も市部即ち横濱市及横須賀市に於ける組合は孰れも事務所及組合員家屋の殆んご全部火災に遇ひたる爲め其損害も亦多く、組合帳簿も一切烏有に歸したるを以て約半歳の間止むなく事業を休止せざるべからざる状態なりき、然れども組合員は組合の必要を痛感し復舊の一日も速かならんことを冀ひたれ

ば役員は自家の災禍をも顧みず、全く献身的態度を以て復舊に日も尙忘るゝ努力を献げしかば、此處に大部分は幾月ならずして事業を開始し得たり、今回の震災に對する役員の犠牲的努力は都市を問はず感歎の外なく、之に對する幾多の美績枚舉に遑あらざるなり。

而して震災後は産業組合の必要漸く世人の認むる處となり、組合数は頓に増加し現在(大正十三年十二月一日現在)二百十六を算するに至れり。

#### 四、農業倉庫震災誌

##### 一、農業倉庫被害の状況

震災當時に於ける農業倉庫は十八經營主体其棟數二十二にして、中震災の害を免れたるものは一主体一棟にして、他は孰れも倒壊し、其被害も決して尠しきせず、今其被害程度を表示すれば左の如し。

經營主体	棟數	坪數	被害程度	被害價額		
				建物	寄託物	計
有、玉繩信購販組合	一	110.0	全潰	4,100	三	4,113
有、國府村信購販組合	一	115	全	2,300	150	2,450
有、本郷信購販組合	一	165	全	3,000	195	3,195
有、大正信販購組合	一	115	全	2,500	115	2,615
有、大磯信販購組合	一	130	全	5,500	190	5,690



有、	大澤信販購利組合	一	五	全	一三、一〇〇	一七〇	一三、二七〇
有、	成瀬信販購利組合	一	五	半潰	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇
無、	細山信販購利組合	一	五	全	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
無、	阿久和信販購利組合	一	二	全	一、八〇〇	—	一、八〇〇
有、	販購組合三浦興産會	三	九〇	全潰	一四、一〇〇	一六〇	一五、七〇〇
有、	信販購利組合中津興産社	一	三	半潰	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
	比々多村農會	三	五四、五	全	六、〇〇〇	—	六、〇〇〇
	三崎町農會	一	二	全潰	三、一〇〇	二〇	三、三〇〇
	金田村農會	一	二〇	全	三、一〇〇	一八〇	三、二八〇
	南秦野村農會	一	一五	全	三、〇〇〇	〇	三、〇〇〇
	北秦野村農會	一	三、五	全	三、五〇〇	二五	三、五二五
	東秦野村農會	一	一七、五	全	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇
有、	中野信用組合	一	一八	被害ナシ	—	—	—
計			七二、五〇〇		一、四七七		七三、九七七

二、復舊の状況

今回の震災に依り縣下に於ける農家自家用倉庫も多數倒壊の厄に遇ひたるを以て、貯藏機關として見るも農業倉庫の復舊は一日も忽にせざる状態なりしも如何にせん、之等倉庫の復舊には多額の費用を要し、到底完全なる改築をな

すこも能はざりしを以て應急策として姑息なる修繕を加へ、其際縣が設置せる共同倉庫に充てしめたるもの多數あり。

而して縣は完全なる倉庫に改築せんが爲に、既決補助金五千圓の外に更に一萬圓を追加補助するこもなせしを以て之に依り漸次完全なる倉庫に改築するの運びに至れり。

### 五、大正十二年九月一日震火災遭難肥料と

#### 其當時に於ける需要供給概況

一、遭難肥料　震災當時は恰も肥料の需給も閑散なる時期なりしを以て在荷割合に少く從て之が被害も比較的輕少なりこ云ふ事を得べく、本縣に於て震災と同時に火災に罹りたる肥料は倉庫營業者及製造營業者に於けるもの最多こし、他の營業者に於けるものは至つて僅少なり、之が總額は數量四百四十六萬貫、價額百三十一萬圓にして内燒け残りて利用せられたるもの數量二百五十一萬貫、價額三十七萬圓なるを以て全く損失に歸せるものは數量百九十五萬貫、金額九十四萬圓なりとす、而して横濱市に於ける罹災額は數量四百四十五萬貫、價額百三十一萬圓にして中郡秦野町に於て數量一萬貫、價額五千圓なり、内主なるものは硫酸「アンモニア」ノ五十二萬圓、過燐酸石灰の四十三萬圓、智利硝石の七萬圓、「アンモホース」の六萬圓、大豆油粕の九萬圓、雜植物油粕の五萬圓、鱒粕粉末の一萬圓及其他十一種の肥料なりこす、尙燒け残りて利用せられたる肥料は主として礦物質肥料にして、有機質肥料及調合肥料等は殆ど利用し得らるゝ程の殘骸を留めず、

又之を肥料製造工場より觀るときは各工場も相當の被害は免れざりしも、燒失したるものは大日本人造肥料株式會社の横濱並子安の二工場を初こして東亞製油肥料株式會社岩崎製肥所等にして、大日本人造肥料株式會社の二工場

及東亞製油肥料株式會社を除く他の工場は修繕又は新設して之れが製産に努めつゝあり。

二、需要供給の概況 震災後幾何もなく秋肥の需要期節となりたるも、遺憾ながら農作上に充分意を傾注するに至らざりしのみならず、從來主なる供給地たる京濱間に於ける之等機關の頽廢せるもの多く爲に大阪、兵庫、静岡、埼玉、茨城等の各府縣より搬入せられたるも、運輸力の缺乏せる爲充分なる供給をなすに至らず、依て當期に於ける施肥は著しく減退せり、然れども春期に至り各種機關の復興に連れ之が供給も稍圓滑となり、追肥として其幾分は補足せられたり。

### 六、神奈川縣農業方面震災調

#### 一、農業經營に關する被害

#### (1) 倉庫、納屋其の他被害棟數

郡市名	農家戸數	被害倉庫數			被害納屋其の他坪數			棟數合計
		全潰	半潰	燒失	全潰	半潰	燒失	
横濱市								
横須賀市								
久良岐郡	二、三四四	七	八		五二		一、三九	
橋樹郡	一〇、三〇四	七	四七		六〇		一、四八	
都筑郡	五、九七二	五	一七六		二五三		三〇三	

計	九二、四三四	一、四七	一、九〇八	一	二二、〇二二	二四、五八八	二九	四〇、九七四
三浦郡	六、七四八	二〇八	三二二	一	八〇〇	六七六	一	一、九九七
鎌倉郡	五、三二七	一	一	一	五、八〇八	一	八三	五、八九一
高座郡	一三、六二五	一	一	一	六、八四八	三、九四三	一	一〇、七九一
中郡	一〇、五五六	一	一	一	三、五二六	一、六七八	八七	五、二八一
足柄上郡	六、一四一	三八八	五三九	一	二、七〇四	三、七五三	一	七、三八三
足柄下郡	六、〇五二	五二	三四三	一	一、八六二	二、八〇三	一	五、五一九
愛甲郡	五、三七五	一	一	一	三三八	三五三	四八	七三九
津久井郡	一	一	一	一	一	一	一	一

備考

- 一、倉庫は大部分土蔵にして石蔵は極めて少なし。
- 二、納屋其の他は物置、收納舎、肥料舎其の他を抱括す、但し鎌倉、高座、中、愛甲、の四郡は此の中に倉庫を含む。
- 三、全潰欄には全潰及修復使用の見込なきものを計上し半潰欄には修復使用の見込あるもの、みを計上せり。

(ロ) 倉庫、納屋其の他の被害見積額

郡市名	倉庫被害 見積高	納屋其の他 被害見積高	農具被害 見積高	被害見積 合計高	備考
横濱市	一	一	一	一	
横須賀市	一	一	一	一	



計	久良岐郡	橋樹郡	都筑郡	三浦郡	鎌倉郡	高座郡	中郡	足柄上郡	足柄下郡	愛甲郡	足柄下郡	津久井郡
三五六、一	一、一〇五	一、〇一〇	一、〇三〇	〇、三〇四	五、〇一〇	二、〇二〇	六八、二	一四六、九	一、三三八	二、二二三	一、三三八	五、〇
二、〇七、四	〇、二〇二	〇、七〇七	三、〇四〇	一〇、〇一〇	三、〇三〇	三、三三八	八〇、五	一、〇三、〇	一、〇三、〇	一、五、三	一、〇三、〇	七、六
二、四三、五	一、三三三	一、三三三	四、〇一〇	一、五〇〇	五、〇一〇	三、〇一〇	九四八、四	一、二六八	二、二六八	二、七、六	一、二六八	二、二、六
七九、七	—	—	—	—	—	—	二六、七	—	—	—	—	—
三三三、〇	—	—	—	—	—	—	三五、〇	—	—	—	—	—
一、二七、七	—	—	—	—	—	—	六三、七	—	—	—	—	—
三、六〇八、二	一、三三三	一、三三三	四、〇一〇	一、五〇〇	三、〇一〇	三、〇一〇	一、〇六六、〇	一、〇二二、一	一、二五、八	二、七、〇	一、二五、八	一、三、六

(口) 作物の被害

震災に依る直接の被害なる崩壊埋没に依り全滅したるもの倒伏、浸水又は果實殊に梨の落下したるもの等甚だ多く更に横濱に近接せる町村に於ては罹災者に掠奪せられたるもの少なからず、又災害の爲播種の期を失し或は管理を爲すこと能はずして生育に悪影響を來したるものあり、是等の諸點より概算せる被害高は左の如し。

郡名	水稲	穀菽	果樹	蔬菜	其ノ他	計
久良岐郡	三八〇	三、〇〇〇	—	八五、〇〇〇	—	八八、三八〇
橋樹郡	六五〇	三〇〇	六〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	—	七二、九五〇
都筑郡	二六〇	五四〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	—	九八〇〇
三浦郡	七一〇	五〇	—	九〇、〇〇〇	—	九〇、七六〇
鎌倉郡	二、八〇〇	四五〇	一、八〇〇	三、〇〇〇	—	八、〇五〇
高座郡	九一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、四〇〇	九一、〇〇〇	—	一九三、四〇〇
中郡	二二、三八〇	八〇〇	—	一五七、八〇〇	二二七、七二五	五九八、七二五
足柄上郡	五九、八七五	三三、二四〇	五九、五三五	二八、七一〇	九五、四七一	二七五、八五五
足柄下郡	四三、五二五	三二、〇〇〇	七四二、三六〇	一九、九五五	四一、七五〇	八七八、五八〇
愛甲郡	一一、三六〇	一、四〇〇	—	一、八〇〇	一一、一〇〇	二七、七六〇
津久井郡	四、六八〇	七三五	—	—	一〇〇	五、五一五
計	四七六、六一〇	八一、五九九	八六九、〇九五	四九四、二八五	三七七、二四六	二、二四九、七七五

備考

足柄下郡の被害高大なるは柑橋樹の埋没したるものありて其の損失見積高四拾貳萬六千六百圓に達し、果實の被害三十萬圓余に及びたるに依る、足柄上郡に於ては水田の被害多き村落ありしに（始と被害を認めざる村もあり）柑橋及貯藏中の煙草に被害大なるものありしに依る。

肥料の需給關係

震災直後には所持したる肥料を使用するを得たるも、冬作々物に施用すべき肥料に就ては購入の見込立たず、各郡共に其の供給に就き憂慮せり、又横濱、横須賀の隣接町村にては人糞尿を主たる肥料となし來れるも、住宅の焼失、人口の激減とに依り供給不定を來したる爲秋作、蔬菜に大なる減收を見るに至り、延ては冬作々物にも莫大なる悪影響を齎したり。

#### 勞力の及ぼす影響

何れの郡に於ても災害應急處理の爲勞力を奪はれ、一時は農耕に従事すること不能に陥れる地方少からず、之れが爲農作物の品質を損し、收穫高に大なる影響を及ぼしたるのみならず、家屋道路、耕地灌水溝等の復舊には相當日子を要すべきを以て此の間に於ても生産方面に及ぼす影響は大なるべし、然れども一面に於ては都會より歸來せる男女少からずして、其の勞力を借るを得たるものあり、殊に三浦郡の如きは青年男職工の歸村せるもの多く、却て勞力に餘裕を生じたる方面もありて、一般には今後農村の勞力には大なる影響なきものと謂ふを得べし。

#### 農産物販賣上に及ぼす影響

穀類の販賣には大なる不便を感じることなきも、蔬菜生産地に於ては大需要地の罹災せる爲販賣地の大部を失ひ、従て價格の低下を見るに至れり、其の著しきものにては高座、中兩郡の甘藷にして今後は大根漬菜類、葱等も亦同様なる境遇に會すべし。

梨は落下せるもの多きと直ちに需要せられざりしとに依り販賣上に大なる不便を感じたり。

最も影響多きは柑橘にして、箱材料の入手困難なること、足柄下郡の主産地に於ては小田原驛に至る途中、道路の被害甚しく復舊容易ならざりし爲輸送に困難を極め、従て之れに要する經費の支出を多からしめたるのみならず、一方京濱方面消費地の災害餘りに大なりし爲價格の低下を來したるを以て、其の販賣上に蒙りたる打撃は實に甚しきもの



なり。

#### 收穫物貯藏に及ぼしたる影響

震災の比較的輕微なりし津久井、橘樹、都筑等の各郡に於ては倉庫住宅、收納所の倒壊せるもの少く、從て貯藏に大なる不便を感じざるが如きも、災害の程度大なる地方に至りては殆んど使用に堪え得るものなく、米質等に及ぼしたる影響も相當大なるものあり。

### 七、震災復舊善後策

#### 一、共同倉庫並共同作業場設置補助

縣は農村に於ける被害の狀況に鑑み、倉庫、納屋農具等の復舊に關し夫々對策を講じつゝありしが、農商務省に於ても縣に係官を派遣し、被害地方を實地調査せられたる結果亦差し當り農産物の收穫、調製其の他貯藏に要する其等諸設備の復舊を圖るの最も急務なるを認められ、共同倉庫補助金十五萬二千二百圓、共同作業場並全場農具設備補助金十四萬四千圓を交付せらるべき旨通牒に接したるを以て、一方農商務省に諸般の打合を爲すと共に他方之を各郡へ通牒して急遽縣立農事試驗場に郡勸業主任書記、産業技術員並郡農會、柑橘同業組合役員等の協議會を開き、補助の方針並補助方法を指示すると共に宣傳並施設の勸奨、施設設計の助成、申請手續の指導、資金調達の斡旋等に關し詳細なる打合を爲し、直に縣郡並郡農會等相協力して之れが施設の獎勵に着手したり。

然るに翌大正十三年一月十五日俄然再度の震災に遭遇し、本施設の遂行上一頓座を來せる地方少からざりしが、農商務省より特に共同倉庫補助費に對し一萬六千八百圓、共同作業場及全農具補助費に對し一萬六千圓を追加交付せらるゝこととなりたるが爲め茲に漸く施設の獎勵上支障なきを得たり。

(一) 補助の方法

本補助金は半潰以上の被害戸数五割以上の罹災激甚なる農村中共同倉庫、共同作業場を特に緊要とする町村に於て町村、町村農會、産業組合又は農事實行組合が右建物の建築、改築、修繕、買入及共同作業場に備ふべき農用器具機械の買入取付を爲す場合其の経費の半額以内の割合に於て交付（但し共同倉庫にありては一ヶ所千五十圓、共同作業場にありては一ヶ所千圓を最高限度とす）したるものにして其の補助細目は次の如し。

(1) 共同倉庫共同作業場及農業倉庫の關係

- (イ)、共同倉庫と共同作業場とは互に相附設せしむるを原則とすること。
- (ロ)、共同倉庫と共同作業場とは之を同一建物と爲すことを得。
- (ハ)、共同作業場は之を既設農業倉庫に附設することを得。
- (ニ)、既設農業倉庫の修繕に就ては之を共同倉庫として取扱ふ。

(2) 設置個所數

- (イ)、原則として一ヶ町村に付共同倉庫、共同作業場共各二ヶ所以内とす。
- (ロ)、現に二ヶ所以上の共同倉庫（農業倉庫を含む）及共同作業場の設置ある町村に於ては更に本補助に依る共同倉庫及共同作業場を設置することを得ず、但し共同作業場に限り特に之が設置を必要とする町村にありては豫め縣の承認を受けたる上之を設置することを得。

(3) 設置団体の組合員數

設置区域内農業者の三分の二以上を網羅すべきこと。  
但し其の人員二十人に満たざる場合には豫め縣の承認を受くべきこと。

(4) 建設の仕様及一ヶ所の建坪

共同倉庫、共同作業場共平屋建十五坪以上とし、且つ相當耐震的工作を施すこと。

(5) 補助すべき共同作業場設置の農具

左の各號中縣に於て適當と認めたるものに限る。

(イ)、小型石油發動機（電動機又は水車）

(ロ)、傳導裝置

(ハ)、動力用糶摺機

(ニ)、唐箕

(ホ)、萬石

(ヘ)、製繩機

(ト)、製筴機

(チ)、前記以外調製用雜具

(リ)、精米麥機

(ヌ)、製粉機

但し石油發動機及動力用糶摺機は別表中より選定購入せしむること、尙精米麥機、製粉機の設備に就ては豫め縣の承認を受くるを要すること。

(6) 補助金交付の申請

補助金の交付を受けむとする者は申請書に左の書類を添付し、明年一月末日迄に知事に提出すべきこと。

(イ)、施設計畫書。

(ロ)、經費豫算書。

(各書式は別に之を定む)

(7) 補助金附帶の義務

(イ)、補助金の交付を受けたる施設は之を營利の目的に使用することを得ざること。

(ロ)、補助金の交付を受けたる施設は其の交付を受けたる後五ケ年間之を讓渡し、又は擔保に供することを得ざること。

(ハ)、別に定むる所の様式に依り五ケ年間事業施行に關する成績を知事に報告すべきこと。

(ニ)、資金填補の爲使用料を徴收せんとする者は豫め縣の承認を受けて之を規約等に明記し置くを要すること。

(ホ)、監督上必要な検査の施行を拒むことを得ざること。

(8) 其他

補助の條件又は監督上の命令に違反し若くは事業の成績不良なりと認むるときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることあるべきこと。

本補助金交付に關しては大正十三年一月及三月の二回に亘り左記の如く縣令を公布し、各施設の大部分竣成せるを認め三月下旬夫々補助金を交付したり。

附 補助金交付に關する縣令

農蠶業災害應急施設補助規則

(大正十三年一月  
縣令第六號)

第一條 震災地ニ於ケル農蠶業應急施設ヲ助成スル爲メ本則ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ災害激甚ナル地方ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當シ大正十三年三月二十日迄ニ設備ヲ完了シタル場合ニ其ノ施設者ニ之ヲ交付ス

一、町村、町村農會、産業組合、農事實行組合、又ハ柑橘同業組合ニ於テ穀類又ハ柑橘共同倉庫ノ建築、改築、修繕、又ハ買入ヲ爲ストキ

二、前號各團體ニ於テ共同作業場ノ建築、改築、修繕、又ハ買入及其ノ農業用器具機械ノ設備ヲ爲ストキ

三、養蠶組合ニ於テ稚蠶共同飼育所ノ新築ヲ爲ストキ

第三條 補助金ハ前條各設備費ノ半額以內トス但シ一ヶ所ニ對スル補助金額ハ共同倉庫ハ壹千五拾圓、共同作業場及全場設備農具ハ壹千圓、稚蠶共同飼育所ハ貳千六百貳拾五圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ施設計畫書並經費豫算書ヲ添ヘ大正十三年一月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

第五條 前條ノ申請ヲ爲シタル者其ノ施設計畫又ハ經費豫算ヲ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ知事ニ報告スヘシ

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ大正十三年四月末日迄ニ施設ニ關スル經費決算書ヲ知事ニ報告スヘシ

第七條 補助金ヲ受ケタル設備ハ其ノ交付ヲ受ケタル後共同倉庫及共同作業場ニアリテハ五ヶ年間、稚蠶共同飼育所ニアリテハ十ヶ年間之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者其ノ設備又ハ利用方法ヲ變更セントスルトキハ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ大正十八年迄毎年二月末日限り別記様式ニ依リ前年ニ於ケル利用成績ヲ知事

ニ報告スヘシ

第十條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者本則ニ違反シ若ハ事業ノ成績不良ト認めタルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式第一) 共同倉庫事業成績

倉庫名	品目	入庫數量	出庫數量	使用農家戸數
計				

備考

使用農家戸數計欄には入出庫の品目に依らず共同倉庫を使用したる農家の戸數を掲記するものとす。

(様式第二) 共同作業場事業成績

作業場名	作業種類	使用日數	功 程	使用農家戸數
計				

備考

使用農家戸数計欄には作業の種類に依らず共同作業場を使用したる農家戸数を掲記するものとす。

(様式第三)

稚蠶共同飼育所事業成績

飼育所	養蠶組合		稚蠶共同飼育所利用		備考
	飼育戸数	掃立枚数	戸数	掃立枚数	
春蠶期					分配シタル蠶令日目
秋蠶第一期					
秋蠶第二期					
計					

備考

經費中には教師又は擔當者給を除外すべし。

前規則中改正

(大正十三年三月二十九日  
縣令第二十八號)

第三條 補助金ハ前條各設備費ノ半額トシ一箇所ノ補助金額ハ共同倉庫ハ壹千五拾圓、共同作業場及同場設備農具ハ壹千圓、稚蠶共同飼育所ハ貳千六百貳拾五圓ヲ超エザルモノトス。

但シ大正十三年一月ノ震災ニ因ル再被害激甚地ノ施設ニ對スル補助金ハ各設備費ノ金額以内トシ一箇所ノ補助金額ハ共同倉庫ハ貳千壹百圓、共同作業場及同場設備農具ハ貳千圓、稚蠶共同飼育所ハ五千貳百五拾圓ヲ超エザル

モノトス

(二) 補助の成績

本補助金を交付して施設せしめたるものは共同倉庫一五五棟、共同作業場一六六棟、合計三二一棟にして管内全部(十二郡)に亘り一一一ヶ町村に達し、之を總町村數一九六に比すれば五六%六に當れり(別表参照)而して其の施設團體數は一六八にして内最も多きを農事實行組合の七九團體とし、以下町村農會の四五團體、産業組合の四〇團體、町村の四團體順次之に亞ぐ、然れども右各團體に於ける共同倉庫及共同作業場の施設數に付き之を見るときは其の最も多きは町村農會の一二一棟にして農事實行組合の一一一棟、産業組合の七五棟、町村の一四棟順次之に亞げり。

次に各施設の總建坪は共同倉庫に於て三、三六二坪九五、共同作業場に於て四三〇、六二一坪一六〇、合計八〇二、〇六一坪二六〇額は共同倉庫に於て三七一、四四〇坪一〇〇、共同作業場に於て四三〇、六二一坪一六〇、合計八〇二、〇六一坪二六〇とし之に各補助金を割當つるときは共同倉庫に於ては平均四五%二、共同作業場に於ては平均三七%二に當れり。

郡別施設概況

郡名	施設ノ所在 町村數	施設團體數	共同倉庫 施設數	共同作業場 施設數	施設數合計
久良岐郡	五	九	七	七	一四
橘樹郡	三	一九	三	一九	三三
都筑郡	三	四	三	三	六
三浦郡	六	五	六	六	二三
鎌倉郡	一〇	一五	一六	一三	三九



計	高座郡	中郡	足柄上郡	足柄下郡	愛甲郡	津久井郡
二二	二	三	二七	一八	六	二
一六八	一九	二九	三四	三五	六	三
一五五	二〇	三三	二二	二六	六	一
一六六	三	六	二六	三	六	三
三三二	四	六	五	六	二	四

以上の如く當時農家は何れも農産物の收穫調製期に直面し、且つ資金の缺乏其の極に達せる折柄なりしを以て本補助施設は誠に農村の急要に投じ爲に農家をして各種作業を順調に遂行することを得せめたり。

二、農業用器具機械復舊資金の貸付

農業用器具機械の破損、壊滅は當時農作物の收穫調製期に際會せる農家に取り最も困難を感じたる所なりしを以て縣は大阪朝日及大阪毎日新聞社聯合募集に係る義捐金中金六萬圓を各都市農會に貸付し、以て其れ等器具機械の共同購入又は共同使用の費用に充當せしめたり。

(一) 資金の貸付方法

本資金は都市農會の特別會計として經理せしむるものとし、被害激甚地方の都市農會の役員連帶保證の下に五ヶ年据置、爾後五ヶ年賦償還の方法に依り且つ据置期間並年賦期間共無利子を以て一都市農會に對し壹萬圓を最高限度として之を貸付したり。

(二) 貸付成績

本資金を貸付したるは久良岐郡農會外九郡農會にして各郡の町村數及農家の被害程度等を參酌し、決定したる各會別貸付金額左の如し。

郡農會名	貸付金額
久良岐郡農會	二、〇〇〇圓
橘樹郡農會	五、〇〇〇
郡筑郡農會	三、〇〇〇
三浦郡農會	六、〇〇〇
鎌倉郡農會	六、〇〇〇
高座郡農會	六、〇〇〇
中郡農會	九、〇〇〇
足柄上郡農會	九、〇〇〇
足柄下郡農會	一〇、〇〇〇
愛甲郡農會	四、〇〇〇
計	六〇、〇〇〇

(三) 農産物販賣斡旋資金の貸付

當時農家は何れも勞力の不足運搬用具の破損壞滅等の爲め農産物特に蔬菜、果實の販賣に多大の支障を來たしつゝ、ありしを以て、縣は前項同様大阪朝日及全毎日新聞社聯合募集に係る義捐金中金貳萬圓を縣農會に貸付し以て其れ等

の販賣斡旋の資に供せしめたり、本資金の貸付方法は縣農會の特別會計として經理せしむるものとし、同會役員全員の連帶保證の下に五ヶ年据置、爾後五ヶ年賦償還の方法に依り且つ据置期間、年賦期間共無利子を以て之を貸付したり。

## 八、副 業

### 復 興 計 畫

震災直後副業救済的施設の要あるを認め震災善後會に向つて右救済金の交付を申請し、漸く大正十三年三月十三日金五萬圓の交付を受けたり、縣は之を神奈川縣副業獎勵會に交付す、而して左記方法を以て縣下の市街地準市街の罹災者失業者に職を與へ、又一般家庭の餘剩勞力を利用せしむる爲め適當の副業を授け、生活の獨立向上をなさしめんとするものにして獎勵の方策としては夫れ、適當の擔任者を置き斯道の實地指導は勿論原料購入及成品の販賣仲介等の斡旋をなし、又既設の團體及從來行ひつゝありし副業地に團體を作らしめ、之に機械、器具類の貸付教師係員の派遣其他仲介斡旋等に要する助成金をも交付し、技術の傳習と同時に盛に成品の作成販出をなさしむるものとす。

一、副業の種類 ミシン裁縫、編物、刺繡、麻糸つなぎ、編網、貝細工、バテンレース、木竹細工、藁程細工、漁具製作其他の加工業中より其地方に最も適當なるものを選定せしむ。

二、獎勵機關の聯絡 本會は各地既設の團體（無き所は新設せしめ）と聯絡を取り常に專任係員を派遣して講習實地指導をなさしむると同時に各間屋との聯絡をも圖り、原料の配給成品の取纏め、販賣の世話等をもなし、可成多くの工賃を得せしむるものとす。

三、機械や器具 全然之れを所有せざるものには本會備付の物を貸付し、又其機械の大なるものには共同に使用

せしめ、簡易なるものには賃金を得て後餘祐を生したるものには自ら購入せしめて貸付あるものを返納せしめ更に新なるものに貸付くるものとす。

四、交付金の運用 交付金五萬圓は本縣の指圖に従ひ約壹萬圓を貸付器具機械購入費に、約壹萬圓を初年經營費に約貳萬參千圓を特別會計として基金となし、之れを事業の流通資本並に第三年目以後の經營費の收入不足に充て、以て本會の維持を爲し、若し他日本會解散の場合には精算殘餘金は縣下の副業団体へ寄附するものとす。

五、獎勵の効果を擧ぐる爲め各団体は將來獨立經營を爲さしめ、各會員をして勤勞の美風を涵養し、其餘祐は貯蓄せしめ、漸次獨立の産業者たらしむる途を開き、尙副業の目的を達成せしむる爲め其団体は漸次産業組合に變更せしむる等の途を講じ、罹災地復興の一助となす。

一、施設事業と其概況

(イ) 副業の補導獎勵に關する活動寫眞並講演會開催其狀況左の如し

月 日	開 催 場 所	講 演 會		人 員 計
		集 合 人 員	活 動 寫 眞 會	
十 三 年 四 月 二 十 二 日	鎌倉町處女會	三三〇人	八〇〇人	一、〇〇〇人
全 二 十 三 日	浦賀町婦人會	三三〇	三〇〇	五三〇
全 二 十 四 日	高座郡上溝村	二五〇	三〇〇	六〇〇
全 二 十 五 日	全 茅ヶ崎町	二五〇	四〇〇	七〇〇
全 二 十 六 日	大磯町	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇

全二十七日	岡崎村	1,100	1,100
全二十八日	小田原町	1,100	1,100
全三十日	眞鶴村	1,100	1,100
二十三日	眞鶴村	600	600
全二十四日	吉濱村	900	900
全二十五日	鎌倉町	1,100	1,100

(ロ)

婦女子の期節並餘剩勞力利用上家庭製作品（ミシン裁縫、毛糸編物等）講習會を開催す其場所及講習日數、講習人員等左表の通り。

開催期間	日數	講習事項	會催場所	講習人員	修了證交付人員
自三月二十日 至四月十六日	二二	ミシン裁縫	浦賀町	一八人	一八人
自四月二十日 至五月十一日	一〇	編物	茅ヶ崎町	七八	五六
自五月十七日 至六月三日	二四	第二回 ミシン裁縫	浦賀町	一九	一八
自五月十七日 至六月二日	七	編物	茅ヶ崎町	四二	四二
自六月十七日 至六月二十五日	一〇	編物	田浦町	四二	三三
自六月二十九日 至七月四日	二七	ミシン裁縫	大山町	三三	三一
自七月二十六日 至七月二十六日	二二	ミシン裁縫	鎌倉町	三八	三三

(ハ)

貸付の機械器具

自十四年一月十五日	至十四年一月十五日	自十四年十月二十五日	至十四年十月二十五日	自十四年十月十四日	至十四年十月十四日	自十四年十月十三日	至十四年十月十三日	自十四年八月二十九日	至十四年八月二十九日	自十四年八月十一日	至十四年八月十一日	自十四年七月二十二日	至十四年七月二十二日
八	七	一〇	九	二七	二一	編	編	編	眞綿製	ミシン裁縫	ミシン裁縫	物	物
藤澤町	浦賀町	茅ヶ崎町	大野村	田浦町	横須賀市	物	物	物	造	縫	縫	物	物
一五〇	四三	九四	八七	五二	五八	一三〇	三九	七六	七〇	三九	四四	一三〇	三九

各団体に貸付たる機械器具左記の通り

一、ミシン機械	三十臺	代金參千五百貳拾五圓
一、アイロン及臺	十個	同 拾五圓
一、マンチー	七個	同 拾六圓
一、メリヤス編機械	四臺	同 五百貳拾圓
一、裁板	八枚	同 百九拾壹圓
一、雜品(裁縫用品)	十點	同 參拾五圓

二、製作従事人員と販賣高

目下技術修得者中製作に従事せる人員三百餘人に達し、製品販賣見込額は約壹萬五千圓に及べり。

三、補助金交付額

左記団体（本會々員）の申請に依り副業奨励事業施設費に對し既に補助金交付の者左の如し。

(イ) 鎌倉町處女會職業部

金四百九拾圓

(ロ)

大山町婦人會

金貳百五拾圓

九、震災被害耕地中耕地整理事業として復舊見込地區調

本縣耕地面積ハ水田約二萬五千町步、畑約五萬二千町步、計七萬七千町步中過般の震災に因る被害耕地中耕地整理事業として復舊見込のもの水田約八千六百九拾町步、畑約一千四百八拾町步、計一萬百七十町步、之れが復舊工事費大約五百六十三萬圓に達す、而して被害面積一萬餘町步は其の被害の程度より云へば耕地面に變化を及ぼせるもの多數あるも、一方には單に工作物例之水路、水門、或は畦畔等を破潰され、之れが爲其の及ぼす影響の範圍を一區域として面積を計上せるものあり。

今之を郡別に被害程度を見るに足柄上郡を最とし中、高座の各郡之に亞ぎ、其の他の郡は被害比較的輕微なり。

次に復舊に要する資金は水田の復舊にありては工事の半額は國庫補助に仰ぎ、半額は政府の低利資金の融通を仰ぐ見込として尙工費五千圓以上を要するものによりては開墾助成法に依り助成の申請をなす豫定なり。

次に復舊期間は大正大正十二、十三兩年度に完成せしむる豫定なり。

今各郡別に被害面積復舊見込額を掲ぐれば左の如し。

一、震災前既設せる耕地整理組合

郡別	地區數	面積	復舊見込額	被害ノ程度
高座郡	三	二四三 <sup>町</sup>	八、六二二 <sup>円</sup>	水路道路破潰サレ排出口閉塞サレ耕地ニ湛水ス
橋樹郡	一	二六二	二〇、〇〇〇	水門、井堰等ノ工作物破損
津久井郡	二	一七	八、〇〇〇	傾斜地ノ水田ハ道水路ハ因ヨリ畦畔崩潰セリ
中郡	七	一、〇三三	一〇一、二〇〇	道水路暗渠破潰サレ山間部ノ山津波ノ害アリ
足柄下郡	八	五八四	九、八五〇	平坦部ハ水路山間部ハ畦畔モ破潰サル
鎌倉郡	五	一七五	一四、一六〇	道水路橋渠等破損
愛甲郡	六	五二六	五、六三三	山間ノ耕地ハ崖崩ノ爲水路埋没耕地ノ一部亦埋没サル
足柄上郡	四	三六三	一〇、六三八	縣下ニ於ケル最激震地ニシテ道水路ハ勿論畦畔ノ崩潰地盤ノ龜裂等慘狀ヲ呈ス
小計	三六	三、二二〇	四〇、一六三	

二、耕地整理組合を新設する見込地區（水田の部）

郡別	地區數	面積	復舊見込額	被害ノ程度
高座郡	八	九一三 <sup>町</sup>	二、七、九〇〇 <sup>円</sup>	前同斷
足柄上郡	二六	一、六九一	一、一四一、六〇〇	
中郡	二四	二、四五五	七二、一〇〇	
足柄下郡	一〇	三四	一〇九、八二〇	



第九章 産業の損害と其復舊

小計	津久井郡	愛甲郡
七	二	五
五、四六〇	一一	四六
一、三三〇、四〇一	一、一、三三三	四七、一三〇